

登録を受けた事業者の登録後の取扱いについて（案）

平成 28 年 4 月

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）による改正後の熱供給事業法（以下「法」という。）において、登録後の熱供給事業者に変更登録や変更届出が義務付けられているのは、登録申請書の記載事項に変更が生じた場合であり（法第 7 条）、需要家保護体制に関する書面（熱供給事業遂行体制説明書、苦情等処理体制説明書）は、申請書の添付資料として提出を求められている（法第 4 条第 1 項第 7 号、熱供給事業法施行規則第 3 条第 4 項第 3 号及び第 4 号）のみであり、熱供給事業遂行体制や苦情等処理体制に変更が生じた場合には、添付資料の内容に添付資料の内容に変更が生じたに留まり申請書の記載事項には変更が生じていないので、変更登録や変更届出の対象とはならない。

しかしながら、登録後の変更（登録時の計画通りに進まず、結果として添付資料に記載した内容と異なることとなった場合も含む。）についても、適切に把握し、不適切な事業者であることが判明した場合には、業務改善命令や登録取消しの手続をとる必要がある。

このため、登録後の変更についても、以下に示すように適時に情報を取得できるようにする。

登録をする際は、熱供給事業遂行体制や苦情等処理体制に重要な変更が生じた場合には、経済産業大臣へ報告する、という条件を付す（法第 25 条）ことが必要である旨を、意見に含めることとする。

また、定期的（1 年に 1 回を想定）に登録事業者に対し報告徴収を行い、熱供給事業遂行体制や苦情等処理体制の情報を収集する。

なお、本年 4 月 1 日以前に既に熱供給事業の許可を得ていた熱供給事業者に関しては、法令上、上述の条件を付す項目が無いが、改正法附則第 49 条第 2 項の規定により、法第 4 条の規定による申請書を提出することとなっているため、上述の報告徴収を行うことをもって熱供給事業遂行体制や苦情等処理体制の情報を取得することとする。

【参考】

改正後の熱供給事業法

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～二 (略)

三 熱供給施設に関する次に掲げる事項

イ ボイラー、冷凍設備その他の政令で定める設備にあつては、その設置の場所、種類及び能力

ロ 経済産業省令で定める導管にあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内における水又は蒸気の温度及び圧力

四 他の者から熱供給事業の用に供するための加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気の供給を受ける場合にあつては、当該水又は蒸気の熱量に関する事項

五 熱供給の相手方の熱供給に対する需要に関する事項

六～七 (略)

2 前項の申請書には、事業計画書、第六条第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に該当しないことを誓約する書面、熱供給事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(変更登録等)

第七条 熱供給事業者は、第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2～3 (略)

4 熱供給事業者は、第四条第一項各号（第三号から第五号までを除く。）に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書きの経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 (略)

(登録等の条件)

第二十五条 登録又は変更登録には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、登録又は変更登録に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該登録又は変更登録を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。